

西脇多可行政事務組合一般廃棄物処理施設整備委員会運
営要綱

令和2年11月 日

西脇多可行政事務組合
一般廃棄物処理施設整備委員会決議

(趣旨)

第1条 この要綱は、西脇多可行政事務組合一般廃棄物処理施設整備委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(WEB会議による出席)

第2条 委員長が必要と認めるときは、委員長以外の委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）は、WEB会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

2 WEB会議システムによる出席は、委員会の出席に含めるものとする。WEB会議システムの利用において、映像が送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適当な意見表明を委員相互で行うことができる場合も同様とする。

3 WEB会議システムの利用において、映像のみならず音声も送受信できなくなった場合は、当該WEB会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。ただし、一時的な通信障害の発生等、著しく委員会の進行に支障がない場合はこの限りでない。

4 WEB会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。なお、第3条により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。

5 一の会議においてWEB会議システムを利用する委員がいる場合は、委員の過半数が、開催場所に参集して会議に出席するものとする。

(会議の公開)

第3条 委員会は、会議を原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 出席委員の過半数の賛同を得た場合

(2) 委員会において、西脇多可行政事務組合情報公開条例（平成13年西脇多可行政事務組合条例第5号）第6条において準用する西脇市情報公開条例（平成17年西脇市条例第21号）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）に該当する事項について審議等を行う場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合
（会議の開催情報の周知）

第4条 会議の開催情報の周知については、会議の公開、非公開の別にかかわらず、西脇多可行政事務組合一般廃棄物処理施設整備委員会の会議の開催に関する情報（様式第1号）により、開催日のおおむね1週間前までに西脇多可行政事務組合（以下「組合」という。）のホームページへ掲載するものとする。

（傍聴人の定員）

第5条 傍聴人（報道関係者を除く。以下同じ。）の定員は、原則5人とする。ただし、委員長は、会議の会場（以下「会場」という。）の都合により定員を変更することができる。

（傍聴の手続）

第6条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、傍聴希望者受付名簿（様式第2号）に必要事項を記入しなければならない。

2 傍聴希望者の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から開始前までにおいて先着順で行うものとする。

3 傍聴人に対しては、傍聴受付の順に傍聴証（様式第3号）を交付する。

4 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

（傍聴することができない者）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 刃物その他危険なものを携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機及びパソコンの類を携帯している者（報道関係者を除く。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、会議の傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等により会議の妨害をしないこと。
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話等の電源を切ること。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

2 前項の遵守事項を、会場の見やすい場所に掲示するものとする。

3 傍聴人が第1項の規定に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第9条 委員長は、傍聴人に会議資料を無償で配布するものとする。

2 前項の会議資料が不開示情報を含むものであると認めるときは、当該不開示情報に係る部分を除いたものを配布することができる。

3 会議資料が相当量に及ぶ場合又はその作成に相当の経費を要する場合は、当該会議資料を会場に備え、閲覧に供することができる。

(規律)

第10条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会場において、資料、新聞及び文書等を配布するときは、委員長の許可を得なければならない。

(会議録)

第11条 委員長は、会議の公開、非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに次の事項を記載した会議録を調製しなければならない。

- (1) 委員会の会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員及び臨時委員の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) その他会議において必要と認めた事項

2 会議録の記載は、特に詳細な記載が必要な場合を除き要点筆記とし、委員会等の会議の記録(様式第4号)に記録し、会議録とする。

3 会議録に署名する委員は、委員長及び2人の委員とし、委員長がその都度指名する。

(会議録の公表)

第12条 前条の規定により調製した会議録のうち、非公開と決定した会議の記録以外については、作成後速やかに公開する。ただし、次に掲げる事項については公表しない。

- (1) 発言した委員及び臨時委員の氏名
 - (2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると委員長が認める事項
 - (3) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると委員長が認める事項
 - (4) 不開示情報に該当すると認められる事項が記載された部分
- 2 会議録の公開は、委員会等の所管課における閲覧及び組合のホームページへの掲載により行う。
 - 3 会議録の公表の期間については、組合の文書保存期間に応じて取り扱うこととする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

西脇多可行政事務組合一般廃棄物処理施設整備委員会の
会議の開催に関する情報

委員会等の名称		
開催日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 時 分	
開催場所		
議題又は協議事項		
公開・非公開の別		
非公開の理由		
傍聴について	定 員	
	定員を超えた 場合の処置	
	受付時間	
	特記事項	
問合せ先		

様式第2号（第5条関係）

傍聴希望者受付名簿

1 委員会等の内容

委員会等名	
開催日時	
開催場所	
定員	
受付時間	午前・午後 時 分～ 時 分
特記事項	

2 傍聴希望者受付

受付番号	氏名	住所	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

様式第3号（第5条関係）

傍 聴 証

第 号

委員会等
の名称

西脇多可行政事務組合
一般廃棄物処理施設
整備委員会

様式第4号（第10条関係）

委員会等の会議の記録

委員会等の名称	
開催日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 時 分
開催場所	
出席委員の氏名 又は人数	
欠席委員の氏名 又は人数	
出席職員の職・ 氏名又は人数	
公開・非公開の別	
非公開の理由	
傍聴人の数	
議題又は協議事項	
会議の記録（概要）	
発言者	
問合せ先	